



# 随時記者発表

項 目	産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業及び産業廃棄物処理施設設置の許可取消しについて		
区 分 等	発 表	月 日 時 分	説明者
	資料配布	1 2 月 2 7 日 1 5 時 0 0 分	
配布資料			
発表要旨	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 14 条の 3 の 2 及び法第 15 条の 3 の規定により、次のとおり不利益処分を行いましたのでお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 被処分者          (1) 所在地 北海道日高郡新ひだか町静内高砂町一丁目 6 番 7 号          (2) 名称及び代表者 株式会社山下産業 代表取締役 山下 春三</p> <p>2 処分年月日 令和 4 年(2022 年)1 2 月 2 7 日 (火)</p> <p>3 処分の内容 産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業及び産業廃棄物処理施設設置の許可取消し</p> <p>4 処分の対象となる許可          (1) 産業廃棄物収集運搬業          ア 許可年月日 平成 3 0 年 (2018 年) 1 0 月 1 2 日          イ 有効年月日 令和 5 年 (2023 年) 9 月 2 7 日          ウ 許可番号 第 0 0 1 0 0 0 5 5 9 2 5 号          エ 事業の範囲 金属くず、がれき類。以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。積替保管なし。</p> <p>(2) 産業廃棄物処分業          ア 許可年月日 平成 3 1 年 (2019 年) 4 月 1 5 日          イ 有効年月日 令和 6 年 (2024 年) 3 月 2 8 日          ウ 許可番号 第 0 0 1 2 0 0 5 5 9 2 5 号          エ 事業の範囲 再生骨材の製造（破碎（がれき類））</p> <p>(3) 産業廃棄物処理施設          ア 施設の種類 がれき類の破碎施設          イ 許可年月日 平成 2 6 年 (2014 年) 2 月 2 8 日          ウ 許可番号 日環生第 2 0 0 5 号          エ 設置場所 日高郡新ひだか町静内豊畑 1 8 7 7 番地の内</p> <p>5 処分の理由          被処分者の役員が、法第 7 条第 5 項第 4 号ニ（環境法令や刑法等で罰金刑が確定）に該当し、被処分者は、法第 1 4 条第 5 項第 2 号ニ（欠格要件）に該当するに至った。          このことにより、知事は、法第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号及び法第 1 5 条の 3 第 1 項第 1 号の規定で、許可を取り消さなければならないため。</p> <p>6 参考          (1) 道政記者クラブと同時配付          (2) 本件の内容は、北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課のホームページ（アドレス：<a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/syobun_kouhyou/jyoukyou3.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/syobun_kouhyou/jyoukyou3.html</a>）上で、処分を行った日から 5 年間、処分等の概要(処分の対象者含む)について、公表</p>		
担 当	日高振興局保健環境部環境生活課 課 長 中村 賢洋 0146-22-9250(直通) 地域環境係長 片原 清隆 0146-22-9252(直通)		